

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 3 0 日

各 都 道 府 県 主 管 部 局 長 殿
各 政 令 指 定 都 市 主 管 部 局 長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る
道路運送法第 78 条第 1 号の適用について」の適用期限の延長について（周知）

令和 8 年熊本地震の被災地域における災害復旧工事等については、迅速かつ確実な復旧のため、円滑な物資の輸送等が必要になるところ、自家用自動車を使用した有償での貨物運送の運用については、「令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る道路運送法第 78 条第 1 号の適用について」（令和 8 年 8 月 3 日付け事務連絡、国土交通省物流・自動車局 貨物流通事業課長）により通知されているところです。

今般、物流・自動車局より、被災地域における復旧の状況等を勘案し、道路運送法第 78 条第 1 号の適用期限を令和 8 年 9 月 30 日から令和 8 年 10 月 31 日まで延長する通知を、別紙 1 のとおり九州運輸局 自動車交通部長宛てに発出するとともに、大臣官房技術調査課より、別紙 2 のとおり、各地方整備局等に対しても、受発注者に対しての周知を行うよう事務連絡を発出したところです。

つきましては、各発注者におかれては、道路運送法第 78 条第 1 号の適用期限の延長について、受発注者に対して周知をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願いします。

【問合せ先】

九州運輸局自動車交通部貨物課 （直通）092-472-2528

事 務 連 絡

令和 8 年 9 月 30 日

九州運輸局 自動車交通部長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長

「令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る
道路運送法第 78 条第 1 号の適用について」の適用期限の延長について

令和 8 年 8 月 3 日付け事務連絡「令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る道路運送法第 78 条第 1 号の適用について」において、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 号の適用は、令和 8 年 9 月 30 日まで認めることとしていたが、被災地域における復旧の状況等を勘案し、期限を令和 8 年 10 月 31 日まで延長することとする。

なお、法第 78 条第 1 号の適用に当たっては、引き続き、相当の緊急性や必要性が認められることが必要となるので、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれない。

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 30 日

各地方整備局 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省 大臣官房 技術調査課長

「令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る
道路運送法第 78 条第 1 号の適用について」の適用期限の延長について（周知）

令和 8 年熊本地震の被災地域における災害復旧工事等については、迅速かつ確実な復旧のため、円滑な物資の輸送等が必要になるところ、自家用自動車を使用した有償での貨物運送の運用については、「令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る道路運送法第 78 条第 1 号の適用について」（令和 8 年 8 月 3 日付け事務連絡、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長）により通知されているところです。

今般、被災地域における復旧の進捗状況等を勘案し、道路運送法第 78 条第 1 号の適用期限を令和 8 年 9 月 30 日から令和 8 年 10 月 31 日まで延長する通知が別紙のとおり九州運輸局自動車交通部宛てに発出されました。

つきましては、道路運送法第 78 条第 1 号の適用期限の延長について、受発注者に対して周知をお願いします。

【問い合わせ先】

九州運輸局自動車交通部貨物課 （直通）092-472-2528

事 務 連 絡

令和8年9月30日

九州運輸局 自動車交通部長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長

「令和8年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る
道路運送法第78条第1号の適用について」の適用期限の延長について

令和8年8月3日付け事務連絡「令和8年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る道路運送法第78条第1号の適用について」において、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第1号の適用は、令和8年9月30日まで認めることとしていたが、被災地域における復旧の状況等を勘案し、期限を令和8年10月31日まで延長することとする。

なお、法第78条第1号の適用に当たっては、引き続き、相当の緊急性や必要性が認められることが必要となるので、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれない。